

平成 2 5 年

## 赤平市議会第2回定例会会議録（第1日）

6月11日（火曜日）午前10時03分 開会  
午前11時28分 散会

### ○議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 議案第192号 専決処分の承認を求めることについて（赤平市税条例の一部改正について）
- 日程第 6 議案第193号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度赤平市一般会計補正予算）
- 日程第 7 議案第194号 赤平市市税等の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第195号 赤平市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第196号 赤平市学校職員の分限に関する条例及び赤平市学校職員の懲戒の手續及び効果に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第10 議案第197号 赤平市茂尻地区幼児プール設置条例を廃止する条例の制定について
- 日程第11 議案第198号 赤平市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第12 議案第199号 赤平市火災予防条例の一部改正について
- 日程第13 議案第200号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第14 議案第201号 赤平市過疎地域

自立促進市町村計画の一部変更について

- 日程第15 議案第204号 赤平市固定資産評価員の選任について
- 日程第16 報告第29号 専決処分の報告について
- 日程第17 報告第30号 専決処分の報告について
- 日程第18 報告第31号 専決処分の報告について
- 日程第19 報告第32号 平成24年度赤平市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第20 報告第33号 株式会社赤平振興公社の経営状況について

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 議案第192号 専決処分の承認を求めることについて（赤平市税条例の一部改正について）
- 日程第 6 議案第193号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度赤平市一般会計補正予算）
- 日程第 7 議案第194号 赤平市市税等の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第195号 赤平市手数料徴

	収条例の一部改正について	6番	五十嵐 美知君	
日程第 9	議案第196号 赤平市学校職員の分限に関する条例及び赤平市学校職員の懲戒の手續及び効果に関する条例を廃止する条例の制定について	7番	菊 島 好孝君	
		8番	北 市 勲君	
		○欠席議員	1名	
日程第10	議案第197号 赤平市茂尻地区幼児プール設置条例を廃止する条例の制定について	9番	獅 畑 輝明君	
		○欠 員	1名	
			10番	
日程第11	議案第198号 赤平市国民健康保険条例の一部改正について	○説 明 員		
日程第12	議案第199号 赤平市火災予防条例の一部改正について	市 長	高 尾 弘明君	
日程第13	議案第200号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について	教育委員会委員長	山 田 和裕君	
日程第14	議案第201号 赤平市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について	監 査 委 員	小 椋 克己君	
		選挙管理委員会委員長	壽 崎 光吉君	
		農業委員会会長	野 村 繁君	
日程第15	議案第204号 赤平市固定資産評価員の選任について	副 市 長	浅 水 忠男君	
日程第16	報告第 29号 専決処分の報告について	総 務 課 長	町 田 秀一君	
日程第17	報告第 30号 専決処分の報告について	企 画 財 政 課 長	伊 藤 寿雄君	
日程第18	報告第 31号 専決処分の報告について	税 務 課 長	下 村 信磁君	
日程第19	報告第 32号 平成24年度赤平市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	市 民 生 活 課 長	片 山 敬康君	
日程第20	報告第 33号 株式会社赤平振興公社の経営状況について	社 会 福 祉 課 長	永 川 郁郎君	
		介護健康推進課長	斉 藤 幸英君	
		商工労政観光課長	伊 藤 嘉悦君	
		農 政 課 長	菊 島 美時君	
		建 設 課 長	熊 谷 敦君	
		上 下 水 道 課 長	横 岡 孝一君	
		会 計 管 理 者	保 田 隆二君	
		消 防 長	浅 井 毅彦君	
		市立赤平総合病院事務長	實 吉 俊介君	
○出席議員	8名	教 育 委 員 会	教 育 長	多 田 豊君
	1番	向 井 義 擴君	学 校 教 育 課 長	相 原 弘幸君
	2番	太 田 常 美君	社 会 教 育 課 長	吉 村 春義君
	3番	植 村 真 美君		
	4番	竹 村 恵 一君		
	5番	若 山 武 信君		

監査事務局長 大橋 一 君

---

選挙管理委員会  
事務局長 井波 雅彦 君

---

農業委員会  
事務局長 菊島 美時 君

○本会議事務従事者

議 会 事務局長 栗山 滋之 君

” 総務議事  
担当主幹 野呂 律子 君

” 総務議事  
係 長 伊藤 彰浩 君

(午前10時03分 開 会)

○議長(若山武信君) これより、平成25年赤平市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(若山武信君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、3番植村議員、6番五十嵐議員を指名いたします。

○議長(若山武信君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から14日までの4日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から14日までの4日間と決定いたしました。

○議長(若山武信君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(栗山滋之君) 報告いたします。

諸般報告第1号でございますが、市長から送付を受けた事件は18件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。平成25年第1回定例会以降平成25年6月10日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果であります。監査委員報告書の概要を記載してございます。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は獅畑議員が欠席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(若山武信君) 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。市長。

○市長(高尾弘明君) [登壇] 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告申し上げます。

初めに、全国及び北海道市長会の動向について申し上げます。5月16日に平成25年春季北海道市長会定期総会が函館市で開催され、環太平洋連携協定、いわゆるTPPについて地域経済、とりわけ農業に及ぼす影響を十分考慮し、本道農業、農村の発展に支障が生じぬよう万全な対応を行うこと、地方公務員給与削減問題について地方交付税を地方公務員の給与削減のために用いることは地方自治の本旨と照らし、極めて不適切で容認できないものであり、地方交付税については地方自治体と十分な協議がなされないまま一方的な指標、数値を用いた今年度と同様なことがないようにすることのほか、基礎自治体への権限移譲、義務づけ、枠づけの廃止、縮小などさらなる見直しを図ること、また国から地方への税源移譲することにより国、地方間の税源配分を当面5対5とすること、社会保障の最前線の役割を担う地方の意見を反映させ、充実強化を行うことや地球環境の保全と国民の安全確保とを前提にしたエネルギー政策の確立を求めるとともに、福島第一原発の原因究明がなされない中で再開された大間原発の建設工事を中止することなど、環太平洋連携協定並びに地方公務員給与削減問題、地方行財政、エネルギー政策と原子力発電所に関する決議が採択され、6月5日に国会議員並びに関係省庁に対して要望を行ってきたところであります。また、6月5日に第83回全国市長会議が東京都で行われ、国が進める地方分権について国と地方の役割の明確化やより一層の税源移譲など、基本理念に基づいた真の地方分権改革が実現するよう採択されたところであります。

次に、春季住民懇談会の開催について申し上げます。市民の皆様と情報を共有し、まちづくりを推進

することを目的として、平成22年度から春と秋の年2回の住民懇談会を定期的で開催して以来4年目を迎えたところであります。このたびの春季住民懇談会は、5月13日から24日の間、市内7会場において開催し、平成25年度の主な施策の内容と予算並びに滝川地区広域消防事務組合への加入についての検討状況を説明し、懇談を行ったところであります。延べ121名の市民にご参加をいただき、さまざまなご質問やご意見を伺わせていただきましたが、こうした内容を十分参考としながら今後の市政に反映してまいります。

次に、赤平市町内会連合会の設立について申し上げます。昨年から社会福祉協議会を中心に町内会長が出席のもと町内会連合会について検討されてまいりましたが、本年5月31日に市内38町内会の参加により赤平市町内会連合会が設立されました。当連合会の目的は、単位町内会相互の連携や町内会活動の共通課題の調査研究、住民福祉と安全で住みよいまちづくりの研究推進などとなっており、人口や世帯数の減少、少子高齢化の進行によって町内会もさまざまな地域課題を抱えており、今後はこうした地域の現状把握と共通課題を洗い出し、情報交換や意見交換、研修などを重ねながら解決策を導き出すこととなります。今後当連合会に対しましては、地域住民の立場から地域づくりに寄与することを期待するとともに、市といたしましても活動費用の助成のほか、社会福祉協議会とともに事務局に加わり、地域と一体となった取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、あかびらまちづくりフォトコンテストについて申し上げます。市では、初めての開催となります。フォトコンテストを昨年4月から募集を開始し、結果市内外の皆様から111点の応募をいただいたところであります。このフォトコンテストでは、写真を通して写真を撮った方、見た方にも赤平市の魅力、地元への愛情等を深めてもらうことを目的に開催し、子供の部、大人の部と分けまして、特に子供の皆さんには幼少のころから故郷に親しみ、芸術に触

れ合っていたら、写真を通して子供ながらの視点で赤平を再発見してもらうきっかけになったと考えております。本年2月には当市出身の鈴木貴之氏にも審査員として加わっていただき、5名の審査員で審査会を開催し、表彰作品を決定いたしました。今回応募された作品につきましては、3月22日から3月31日まで交流センターみらいで、4月1日から4月10日までは市立赤平総合病院で展示をし、市民の皆さんにもごらんいただいたところであります。今後もこのようなイベントを通して赤平の魅力の情報発信等につなげてまいります。

次に、らんフェスタAKABIRA2013について申し上げます。第13回目となりましたらんフェスタAKABIRA2013は、4月19日から21日までの3日間にわたり総合体育館を会場として開催いたしました。出展された花は526鉢となり、場内のディスプレイや受賞花をセンターに配置するなどレイアウトを工夫し、またミニコンサートや大道芸パフォーマンスなどのイベントの実施、江尻光二氏による講演会などを企画し、来場者をお迎えしたところであります。また、らんフェスタ立ち上げのときからご尽力いただき、一昨年ご逝去されました江尻光一先生の足跡と世界らん展で大賞を受賞した作品の展示を行い、多くの方にごらんいただきました。3日間で1万366人のお客様をお迎えし、観覧された方には大変好評をいただいたところであります。この間実行委員会を初め多くの企業、団体、関係機関、そして市民皆様のご協力によりまして3日間無事に終了することができましたことに心から感謝を申し上げます。

次に、流政之氏の彫刻作品の除幕式について申し上げます。世界的な彫刻家である流政之氏から寄贈いただきました「SAKIYAMA」、「ATOYAMA」を初め、市民の方から寄贈いただいた3体を含め既に5体の彫刻作品がエルム高原家族旅行村に建立されております。ことしは、流氏の代表的な作品であります「ナガレバチ」を市で購入したほか、市民の方からご寄贈いただきました「旅法師 Jr」、

「コロポックル」と合わせて3点の作品の除幕式並びに入魂式を6月8日にエルム高原家族旅行村にてとり行われました。当日は、札幌からなど流氏とゆかりの深い方々や先生を慕う会員の皆さんを初め、流政之赤平応援隊の皆さん、そして市民の皆さんなど多くの方のご参加をいただいたところでありま

す。  
次に、交通安全運動について申し上げます。春の全国交通安全運動を4月6日から15日までの10日間にわたり、市民の皆様のご協力のもとに展開したところでありま

す。早朝の街頭指導には延べ1,358名のご参加をいただき、運動期間中は4月10日の交通事故死ゼロの日に合わせて、交通安全祈願祭を行うなど効果的な運動を実施いたしました。本年に入り、全国的に交通事故死者数が前年を上回るペースで増加しておりますが、北海道においては過去最少を記録した平成23年と同水準で推移しております。本市においては、交通事故死ゼロが280日を超えましたが、交通事故件数及び負傷者数については前年同期と同水準となっており、今後も市民の皆様とともに安全、安心な地域づくりに向け、交通事故による犠牲者が一人も出ないよう努めてまいります。  
次に、消防行政として春の火災予防運動について申し上げます。火災が発生しやすい気候となる時期を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的とし、4月20日から30日までの11日間にわたり全道一斉に春の火災予防運動が展開されました。この間消防本部におきましては、防火旗、防火看板の設置、防火サイレンの吹鳴並びに防火広報等を通して火災予防を喚起するとともに、各家庭に防火チラシを回覧し、住宅用火災警報器の設置推進を図るとともに、各事業所等における防火安全対策の徹底を図るなど、市民を初め消防関係団体のご協力をいただき、火災予防思想の普及啓発に努めたところでありま

す。また、火災予防運動初日に出動式を行い、消防職、団員71名が無火災に向けて士気の高揚を図るとともに、消防団員におきましては防火広報、火災予防診断、高齢者住宅の防火訪問を実施するなど火災予防啓発活動を積極的に行ったところでありま

す。さらに、4月28日には多様化する火災に対し迅速で的確な消防活動を実施するため、消防職、団員76名が参加し、軽費老人ホームケアハウスすいこうを火元とする火災防備訓練を実施し、地域住民に火災予防の普及啓発を行ったところでありま

す。今後におきましても市民の生命、身体を守る消防防災活動につきまして市民各位の認識と理解を深めるとともに、消防力の一層の充実強化を図り、災害に強い安全で安心なまちづくりに向け取り組んでまいります。

最後に、火災報告及び工事の進捗状況につきましては、別紙のとおりでございます。  
以上、市政の概要につきましてご報告申し上げましたが、ご了承のほどよろしくお願

い申し上げます。  
○議長（若山武信君） 次に、教育行政について報告を求めま

す。教育長。  
○教育長（多田豊君）〔登壇〕 前定例会以降の教育行政の概要についてご報告いたします。  
初めに、学校教育関係について申し上げます。最初に、小学校の統合問題についてであります。茂尻小学校、住友赤平小学校、平岸小学校、3校の統合について統合準備委員会を設立し、準備を進めていることは前定例会でご報告したところですが、準備委員会での確認事項といたしまして閉校式については3校での合同閉校式として本年11月16日土曜日、市総合体育館でとり行うことが決定いたしました。統合準備委員会では、引き続き円滑な統合に向けて準備を進めてまいります。

次に、学級編制の状況についてであります。3月定例会におきまして平成25年度の児童生徒数と学級編制の見込みについて申し上げましたが、5月1日現在小学校は児童数が414名で、普通学級28学級、特別支援学級が12学級の合計40学級となります。中学校におきましては、生徒数が249名で、普通学級9学級、特別支援学級が4学級として認可を受けたところでありま

次に、平成25年度の教職員の人事異動についてありますが、4月1日付による転入教職員22名を受け入れたところであり、一方で転出教職員は23名となったところでもあります。

次に、幼稚園の編制について申し上げます。赤平幼稚園は、3歳児26名、4歳児22名、5歳児33名の3学級で、合計81名となりました。

次に、今年度の奨学資金の貸し付けについて申し上げます。今年度は、高校で1名、公立大学で1名、私立大学で2名の申請があり、5月28日開催の第7回教育委員会で審議した結果この4名を奨学生として決定し、所定の手続を終えたところでもあります。

次に、文部科学省の全国学力・学習状況調査が4月24日、全国一斉に実施されました。ことしで7回目となりますこの調査は、市内全小中学校の該当学年である小学校6年生と中学校3年生を対象とした悉皆調査であり、同日は混乱なく実施されたところでもあります。集計する文部科学省による調査結果の発表については、9月以降となっておりますが、市教委では学力向上には迅速な対応が必要との判断から、各学校において独自に採点することにより、その傾向を早目に把握することで正式な調査結果を待たずに早目の対応を行うよう指示したところでもあります。

次に、体罰に係る実態調査についてであります。体罰を原因とした生徒の自殺問題にかかわって道教委を通じて調査が行われ、本市小中学校の1次調査では該当がなかったことを前定例会でご報告いたしました。その後第2次調査も行われましたが、調査の結果、同様に該当はなかったものであります。体罰は、学校教育法により禁止されておりますので、市教委ではこの調査結果のいかんにかかわらず、その防止に万全を期するよう引き続き注意を喚起してまいります。

次に、市内各小中学校の運動会、体育大会が5月19日の住友赤平小学校を皮切りに6月2日までに行われました。ことしは、天候にも恵まれ、各校の児童生徒は青空のもと仲間とともに協力し合い、元気

いっぱい全力で取り組んでおりました。なお、幼稚園の運動会は6月23日に開催される予定です。

次に、社会教育について申し上げます。第6回みらい祭りが4月6日、7日の両日交流センターみらいで行われました。絵画、写真、書道、短歌などの展示部門や日舞、歌謡などの芸能部門が発表され、関係者はもとより多くの市民にも鑑賞していただきました。

次に、東公民館関係についてであります。東公民館を利用し、活動している同好会やサークルが日ごろの練習の成果を発表し、交流を図る第29回東公民館まつりが3月16日、17日の両日開催され、盛会裏に終了したところでもあります。また、東公民館の新規事業といたしまして、利用が入っていない部屋を中高生の受験生を対象に学習スペースとして開放することといたしました。同じく東公民館の利用促進を図る事業の一環として、1階のロビーに市民の手づくり作品を展示するミニギャラリーを開設いたしました。さらに、同じ1階ロビーに開館時間であればどなたでも休憩をしていただけるちょっと一休みコーナーを設け、いずれも5月1日より実施に移されているところでもあります。さらに、施設整備工事として行う外壁の改修やボイラーの交換などの大規模改修については、新年度早々着手し、現在工事を進めております。

次に、図書館事業について申し上げます。ブックスタート、絵本の読み聞かせなど各事業につきましては、例年どおり実施しておりますが、4月より新規事業として一般向けの移動図書館を隔週金曜日に東公民館において実施しております。

次に、社会教育施設等の今年度のオープンについて申し上げます。赤平市炭鉱歴史資料館と虹ヶ丘球場、スポーツセンターテニスコートは5月1日に、赤平パークゴルフ場と住友河畔、そして翠光苑パークゴルフ場につきましては雪解けのおくれもあり、5月9日にオープンをいたしました。赤平パークゴルフ場につきましては、今年度芝の改修工事を5月20日より10月末の間実施いたしておりますので、一

部利用できない期間があります。市民プールは、6月1日にオープンしたところです。総合体育館につきましては、利用団体の使用状況の見直しと改善を図り、4月1日より運用を始めております。なお、6月1日から同月27日までの間アリーナの床張りかえ工事を実施しており、サブアリーナのみ使用となっております。

以上、教育行政の概要についてご報告申し上げましたが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

---

○議長（若山武信君） 日程第5 議案第192号専決処分の承認を求めることについて（赤平市税条例の一部改正について）を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君） [登壇] 議案第192号専決処分の承認を求めることについて、赤平市税条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、その一部が平成25年4月1日から施行されることとされましたことから、赤平市税条例の一部改正が必要となり、平成25年3月30日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条の第3項の規定により報告をし、議会の承認を求めるものでございます。

専決処分書。

赤平市税条例の一部改正について。

別紙について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決する。

主な改正内容といたしまして、独立行政法人森林総合研究所が行う農用地総合整備事業用に供する固定資産に係る固定資産税の非課税措置が廃止になったことによる字句の削除や都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に係る固定資産税等の課税標準の特例措置が創設されたことに伴う規定の追加などございますが、条例改正の内容

につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

1ページから2ページをご参照願います。第54条及び第131条につきましては、それぞれ固定資産税、特別土地保有税の納税義務者等を規定してございますが、独立行政法人森林総合研究所が行う農用地総合整備事業用に供する固定資産に係る固定資産税の非課税措置が廃止になったことに伴う字句の削除等を行うものでございます。

3ページから5ページをご参照願います。附則第10条の2につきましては、地方税法の附則第15条において固定資産税等の課税の特例を規定してございますが、今般都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に係ります固定資産税の課税標準の特例措置を創設するなど改正されましたことから、引用してございます条項の改正や項の追加等を行うものでございます。

附則第18条の2につきましては、附則第10条の2の改正と同様、地方税法の附則第15条の改正によりまして都市計画税の課税標準の特例措置が創設されたことに伴い、追加するものでございます。

附則第18条の3から附則第18条の11につきましては、今般の附則第18条の2の追加によりましてそれぞれ条を繰り下げ、条中に引用してございます条を改めたものでございます。

6ページから7ページをご参照願います。附則第18条の12につきましては、読みかえ規定でございますが、今般の附則第18条の2の追加によりまして条を繰り下げまして、条中に引用してございます地方税法の附則第15条につきましては今般の法の改正によりまして項にずれが生じておりますことから、字句を改めるものでございます。

改正附則でございますが、附則第1条といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

附則第2条につきましては、固定資産税に関する経過措置を規定したものでございます。

附則第3条につきましては、都市計画税に関する

経過措置を規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君） 今回法律が新たになったことによって市条例もこのように変わるわけですが、このことによって当市の市民の皆さんに影響なんかはどのように出てくるのですか。

○議長（若山武信君） 税務課長。

○税務課長（下村信磁君） 今回の改正につきましては、農用地総合整備事業用に供する固定資産と管理協定の対象となった備蓄倉庫に係る固定資産が課税客体でありまして、赤平市においてはそのような課税客体はございません。影響はございません。

○議長（若山武信君） ほかにございますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第192号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第192号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第192号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認されました。

○議長（若山武信君） 日程第6 議案第193号専決処分承認を求めることについて（平成24年度赤平市一般会計補正予算）を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕 議案第193号専決処分承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

別紙をお願いいたします。専決処分書として、平成24年度赤平市一般会計補正予算（第8号）につきまして、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により平成25年3月29日付をもって専決するものであります。

記といたしまして、平成24年度赤平市一般会計補正予算（第8号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成24年度赤平市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,093万5,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億5,569万7,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款9 地方交付税として2億1,079万1,000円の増額であります。本年3月22日に特別交付税の交付額が決定し、平成24年度の特別交付税総額は9億1,076万6,000円となり、対前年度比21万3,000円、率にして0.02%の微増となったところであります。

款16寄附金、項1 寄附金、目5 青少年育成事業寄附金として14万4,000円の増額であります。1名か

らの寄附金を計上するものであります。

6 ページをお願いいたします。歳出であります。款2 総務費、項1 総務管理費、目5 財政管理費、節25 積立金として2 億1,079万1,000円の増額であります。特別交付税の増額分を財政調整基金に積み立てるものであります。なお、このことによりまして平成24年度末の財政調整基金の残高は17億9,529万7,000円となります。

8 ページをお願いいたします。款10教育費、項5 社会教育費、目2 青少年対策費、節25積立金として14万4,000円の増額であります。歳入でご説明申し上げた寄附金を青少年基金に積み立てるものであります。

以上、議案第193号につきましてご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(若山武信君) これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第193号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第193号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第193号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認されました。

○議長(若山武信君) 日程第7 議案第194号赤平市市税等の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(町田秀一君) [登壇] 議案第194号赤平市市税等の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成18年度より本条例によりまして納税の公平性と市税等に対する市民の信頼の確保、さらには滞納者に対する納税の推進を図るため、市税等を滞納し、納税について著しく誠実性を欠く納税義務者に対しまして行政サービスの制限を実施してございます。現在行政サービスの制限対象項目は、現行条例で55項目の事業がございしますが、このたびより一層の公平性と信頼の確保、さらには滞納者に対する納税の推進を図るため、新たに4項目の事業を加えるものでございます。

以下、改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

別表の改正でございしますが、これまでの55事業に合併処理浄化槽設置整備事業補助、あんしん住宅助成、母子家庭自立支援教育訓練給付金、赤平市チャレンジ・アレンジ産業振興奨励事業の4事業を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(若山武信君) これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第194号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（若山武信君） 日程第8 議案第195号赤平市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第195号赤平市手数料徴収条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

戸籍事務の電算化につきましては、滝川市に共用サーバーを設置し、その管理などの戸籍等の事務につきまして地方自治法第252条の14第1項の規定に基づきまして赤平市、芦別市、砂川市、歌志内市、新十津川町、奈井江町、上砂川町、浦臼町、雨竜町の4市5町それぞれが滝川市に委託することとし、進めているところでございますが、電算化によりまして従来の紙戸籍に記載されたものから磁気ディスクにデータとして記録され、これをもって調製することとなり、磁気ディスクをもって調製された戸籍等に記録されている事項の全部または一部を証明した書面となりますことから、改正を行うものでございます。

以下、条例改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

別表の証明手数料の6の項につきましては、戸籍に関するものにつきまして規定してございますが、さきにご説明させていただきましてとおり戸籍の電算化に伴い改めるもので、戸籍法の根拠条項を付し、（ア）から（カ）までを（ア）から（オ）までとして整理し、改めたものでございます。

閲覧手数料の2の項につきましては、証明手数料の改正と同様、戸籍法の根拠条項を付し、戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他受理した書類の閲覧といたしまして、字句を改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成25年9月

30日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第195号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（若山武信君） 日程第9 議案第196号赤平市学校職員の分限に関する条例及び赤平市学校職員の懲戒の手續及び効果に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第196号赤平市学校職員の分限に関する条例及び赤平市学校職員の懲戒の手續及び効果に関する条例を廃止する条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

赤平市学校職員の分限に関する条例及び赤平市学校職員の懲戒の手續及び効果に関する条例につきましては、ともに昭和21年に制定され、小学校、中学校及び高等学校の校長、教諭などの学校職員の分限や懲戒の手續等について定めてございましたが、北海道の費用負担となつてございます教職員の任免につきましては昭和31年に制定された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により北海道教育委員会に属することとなつており、その分限や懲戒の手續等につきましては市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の懲戒の手續及び効果に関する条例や北海道職員等の分限に関する条例など北海道の規定に基づいて行われますことから、本条例を廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第196号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（若山武信君） 日程第10 議案第197号赤平市茂尻地区幼児プール設置条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第197号赤平市茂尻地区幼児プール設置条例を廃止する条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

赤平市茂尻地区幼児プールは、茂尻地区の児童及び幼児の健全育成と保健体育の向上を図ることを目的といたしまして昭和53年のシーズンから開業し、多くの皆様にご利用いただいておりますが、20年以上経過し、施設の老朽化のため、平岸、百戸、住友の各地区プールとあわせて平成15年度より閉鎖をし、市民プールに利用者の集約を図り、今日に至っているところでありまして、今後におきましても施設の活用は難しく、維持することは困難な状況でありますことから廃止することといたしまして、本条例の廃止をするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第197号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（若山武信君） 日程第11 議案第198号赤平市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第198号赤平市国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

国民健康保険税の項目につきましては、基礎分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の3項目から構成されておりますが、国民健康保険特別会計の収支均衡を図ることを目的といたしまして、今般国民健康保険運営協議会におきましてそれぞれ項目ごとに保険税率や保険税額につきましてご審議いただきましたこと、さらに今般国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯の国民健康保険の保険税につきまして、既に講じられております当該移行後5年目までの間の世帯別平等割額の2分の1の軽減措置に加えまして、当該移行後6年目から8年目までの間においても世帯別平等割額の4分の1の軽減措置を講ずることといたしまして、地方税法が改正されましたことなどによりまして所要の改正を行うものでございます。

以下、改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

1ページをご参照願います。第12条につきましては、基礎課税額に係る平等割の規定でございますが、地方税法の改正に伴いまして字句の追加や後期高齢者医療に移行後6年目から8年目までの間においても世帯別平等割額の4分の1の軽減措置を受けられるよう、特定継続世帯として号の追加をするものでございます。

第13条につきましては、後期高齢者支援金等課税

額に係る所得割の規定でございますが、3.07%から3.44%に保険税率を改めるものでございます。

2ページをご参照願います。第14条につきましては、後期高齢者支援金等課税額に係る均等割の規定で、保険税額を6,200円から6,700円へ改めるものでございます。

第14条の2につきましては、後期高齢者支援金等課税額に係る平等割の規定で、保険税額を4,300円から4,700円へ、そのうち特定世帯につきましては2,150円から2,350円へそれぞれ改正いたしまして、さらに後期高齢者医療に移行後6年目から8年目までの間においても世帯別平等割額の4分の1の軽減措置を受けれるよう、特定継続世帯として号の追加をするものでございます。

第15条につきましては、介護納付金課税額に係る所得割の規定でございますが、3.77%から4.42%に保険税率を改めるものでございます。

第16条につきましては、介護納付金課税額に係る均等割の規定で、保険税額を1万800円から1万1,900円へ改めるものでございます。

2ページから6ページをご参照願います。第30条につきましては、国民健康保険税の減額の規定でございますが、特定継続世帯に係る規定の追加のため、字句の改正や号の細分の追加を行うものでございます。

7ページをご参照願います。制定附則の第18項につきましては、東日本大震災による被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を規定したものでございますが、引用してございます条項につきまして地方税法の改正により読みかえになったものでございます。

附則第1条といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用し、附則第18項の改正規定につきましては、平成26年1月1日から施行するとしたものでございます。

附則第2条といたしまして、改正後の当該条例の規定につきましては、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度までの国

民健康保険税については、従前の例によるものとし、新条例附則第18項の規定につきましては、平成26年以後の年度分の国民健康保険税について適用するをいたしまして、適用区分を規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君） ただいま議題となりました議案198号の国民健康保険条例の一部改正に関する事なのですが、今回のこの条例改正に伴って内容として、あすの常任委員会で付託になるわけですから詳しいことはそこで聞きますけれども、まず知りたいことは例えば特定継続世帯について移行される世帯数は赤平で何ぼあるのか、またほかの影響出る部分についてもどのぐらいの世帯に影響があるのかを知りたいのですが、いかがでしょうか、お答えください。

○議長（若山武信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（片山敬康君） 手元にちょっと資料持ち合わせておりません。あすの委員会等でご提示申し上げます。よろしく願いをいたします。

○議長（若山武信君） 資料がないということで、あしたの委員会ですらよろしいですね。

○6番（五十嵐美知君） はい、よろしく願いします。

○議長（若山武信君） ほかにありませんか。よろしいですか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第198号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（若山武信君） 日程第12 議案第199号赤平市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第199号赤平市火災予防条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

今般消防法施行令の一部を改正する政令が公布され、引用してございます条項が改められましたことなどから、本条例の一部を改正するものでございます。

以下、改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第29条の3につきましては、住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準について定めてございますが、第2号中で引用してございます建築基準法施行令の条につきましては建築基準法施行令の改正により改められてございますことから、字句を改めるものでございます。

第29条の4につきましては、住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準を定めてございますが、第4項中に引用してございます消防法施行令第37条につきましては検定対象機械器具の範囲の見直しから改正され、号が改められてございますことから、それに伴いまして字句を改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、第29条の4第4項の改正規定は、平成26年4月1日から施行するものとしてございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第199号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（若山武信君） 日程第13 議案第200号北海

道市町村総合事務組合格約の変更についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第200号北海道市町村総合事務組合格約の変更につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

北海道市町村総合事務組合は、非常勤の消防団員に係る損害補償、退職報償金及び賞じゅつ金授与に関する事務等につきまして共同処理してございますが、このたび新たに北空知圏学校給食組合が加入することに伴いまして当組合の規約を一部変更する必要がありますことから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

規約の改正内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

別表第1でございますが、北空知圏学校給食組合の加入から空知総合振興局（34）を空知総合振興局（35）に改め、空知中部広域連合の次に北空知圏学校給食組合を加えるものでございます。

次に、別表第2でございますが、別表第1同様、北空知圏学校給食組合の加入から第9項中空知中部広域連合の次に北空知圏学校給食組合を加えるものでございます。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第200号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（若山武信君） 日程第14 議案第201号赤平市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第201号赤平市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

赤平市過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求めらるるものでございます。

ご承知のとおり赤平市過疎地域自立促進市町村計画につきましては、平成22年9月に議決をいただき、この計画に基づき諸施策を実施しているところでございますが、財政上の特別措置を受けるため事業内容の変更や事業の追加を内容といたしまして本計画の一部を変更するものでございます。なお、赤平市過疎地域自立促進市町村計画の変更に伴う北海道への事前協議につきましては、既に協議書の提出をさせていただいておまして、異議がない旨の通知をいただいているところでございます。

以下、変更の内容につきまして別紙によりご説明を申し上げます。

1、産業の振興の（9）、過疎地域自立促進特別事業につきましては、企業が市内に工場や特定施設を新設、増設する事業に対する助成をつけ加えるため、事業内容を変更するものでございます。

次に、2、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、（1）、市町村道、道路につきましては、事業主体を市といたします文教学園通歩道設置改良事業を追加するものでございます。

次に、6、教育の振興、（3）、集合施設、体育施設等につきましては、集会施設といたしまして事業主体を市といたしますふれあいホール施設整備事業を追加するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君） ただいまの過疎自立促進の計画の変更でございますけれども、追加された企業が市内に工場や特定施設を新設、増設する事業に対する助成が盛り込まれましたけれども、どのようなことを期待されていますか。

○議長（若山武信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） この件に関しましては、既に予算化されております企業振興促進補助金、この部分につきまして過疎ソフトの対象にしたいということで、このたびの事業掲載ということでさせていただいております。

○議長（若山武信君） そのほかございませんか。（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） なければ、質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第201号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（若山武信君） 日程第15 議案第204号赤平市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（高尾弘明君）〔登壇〕 議案第204号赤平市固定資産評価員の選任につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

前赤平市固定資産評価員でありました栗山滋之氏は、人事異動により辞任いたしましたので、その後任といたしまして下村信磁氏を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。

記といたしまして、氏名、下村信磁、赤平市税務課長、生年月日、昭和31年4月6日、現住所、赤平市北文京町3丁目2番地18でございます。

下村信磁氏の経歴につきましては、別添参考資料のとおりでございますが、赤平市固定資産評価員と

して適任と考えますので、ご同意賜りますようよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第204号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第204号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第204号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意されました。

---

○議長（若山武信君） 日程第16 報告第29号専決処分の報告について、日程第17 報告第30号専決処分の報告について、日程第18 報告第31号専決処分の報告についてを一括議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 報告第29号から第31号につきまして一括してご説明申し上げます。

第29号及び第30号につきましては、指定されております専決処分事項のうち、第2項の市営住宅の管

理上必要な訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関することに基づきました市営住宅の滞納家賃の支払いの請求に関する裁判上の和解を、第31号につきましては専決処分事項のうち、第1項の1件の金額が30万円未満の和解に関することに基づきました赤平幼稚園の滞納保育料の支払いの請求に関する裁判上の和解をそれぞれ専決処分いたしましたことから、議会にご報告するものでございます。

それぞれ別添の専決処分書でご説明を申し上げます。

最初に、報告第29号でございしますが、件数は1件で、和解の内容といたしましては相手方が市営住宅の家賃等7万859円を滞納しておりましたことから、平成25年1月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。しかし、その後相手方から毎月3,000円の分割納付を趣旨とした督促異議の申し立てがございましたことから訴訟に移行したもので、これを受け、平成25年3月12日、口頭弁論に出頭いたしましたところ相手方が事実を争わなかったことから、民事訴訟法第275条の2に基づき、滝川簡易裁判所より平成25年3月から毎月末日に限り1万円ずつ指定した口座に送金、または持参する方法で支払うことを内容といたしました和解にかわる決定を受けたもので、この決定に対し相手方より適法な異議の申し立てがないときはこの決定が裁判上の和解と同一の効力を有することとなるもので、平成25年3月12日に専決処分したものでございます。

次に、報告第30号でございしますが、件数は1件で、和解の内容といたしましては相手方が市営住宅の家賃11万7,410円を滞納しておりましたことから、平成25年2月に岩見沢簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。しかし、その後相手方から毎月1万円の分割納付を趣旨とした督促異議の申し立てがございましたことから訴訟に移行したもので、平成25年4月3日、口頭弁論に出頭いたしましたところ相手方が事実を争わなかったことから、民事訴訟法第275条の2に基づき、岩見沢簡易裁判所より平成25年4月から毎月末日に限り1万5,000円ずつ口座

に送金する方法で支払うことを内容といたしました和解にかわる決定を受けたもので、この決定に対し相手方より適法な異議の申し立てがないときはこの決定が裁判上の和解と同一の効力を有することとなるもので、平成25年4月3日に専決処分したものでございます。

最後に、報告第31号でございますが、件数は1件で、和解の内容といたしましては相手方が幼稚園保育料4万6,700円を滞納しておりましたことから、平成24年12月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。しかし、その後相手方から毎月6,500円の分割納付を趣旨といたしました督促異議の申し立てがございましたことから訴訟に移行したもので、これを受け、平成25年3月12日、口頭弁論に出頭いたしましたところ相手方が具体的な方策を示さなかったことから、民事訴訟法第275条の2に基づき、滝川簡易裁判所より平成25年4月から毎月末日に限り1万円ずつ指定した口座に送金、または持参する方法で支払うことを内容といたしました和解にかわる決定を受けたもので、この決定に対し相手方より適法な異議の申し立てがないときはこの決定が裁判上の和解と同一の効力を有することとなるもので、平成25年3月12日に専決処分したものでございます。

以上、報告第29号から報告第31号につきまして一括してご説明申し上げます。よろしくご了承くださいますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第29号、第30号、第31号については、報告済みといたします。

---

○議長（若山武信君） 日程第19 報告第32号平成24年度赤平市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。

（「説明省略」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ただいま説明省略との声がございました。説明を省略いたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第32号については、報告済みといたします。

---

○議長（若山武信君） 日程第20 報告第33号株式会社赤平振興公社の経営状況についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長（浅水忠男君） [登壇] 報告第33号株式会社赤平振興公社の経営状況について、ご報告申し上げます。

第31期営業年度、平成24年度株式会社赤平振興公社事業報告書、決算報告並びに株主資本等変動計算書につきましてご説明申し上げます。

最初に、1ページの事業概要であります。庶務事項といたしまして、昨年6月1日に定時株主総会を開催しております。以降本年3月まで取締役会を記載のとおり案件で開催をいたしました。

次に、2ページの事業報告書について申し上げます。1のエルム営業所ありますが、保養センターは開設以来17年目を迎え、延べ入館者数は273万2,978人となりました。当期の入館者数は11万7,388人で、前年実績に比べ1,448の増加となっております。ケビン村事業であります。利用実績は621棟で、前年実績に比べ69棟の利用減となっております。

2の赤平営業所でございますが、エルム高原施設として家族旅行村の利用人数は681人の増加、オートキャンプ場における利用人数は1,365人の増加となり、いずれも前年実績を上回っております。じん芥収集運搬につきましては、全体で97トンの増加となっております。住友共同浴場につきましては、前年

実績より6,035人の減となりました。

次に、3ページでございますが、貸借対照表につきましてご説明申し上げます。資産の部でございますが、流動資産は計4,235万8,973円でございます。預金は1,227万7,777円でございます。有価証券2,000万円でございますが、5年物の国債でございます。固定資産は、計105万3,340円でございます。減価償却を終えました機械器具類の残存価格を計上しております。資産の部の合計4,341万2,313円でございます。

負債・資本の部でございますが、流動負債は計1,646万5,977円でございます。未払い金1,183万8,575円は、給料を含めました3月分の会社経費でございます。純資産は、資本金、利益準備金、繰り越し利益剰余金を合わせまして2,694万6,336円でございます。負債・資本の部合計4,341万2,313円でございます。

次に、4ページでございますが、損益計算書につきましてご説明申し上げます。営業損益の部、営業収益でございますが、販売売り上げ収益は計8,086万5,855円でございます。受託事業収益は、計5,559万4,315円でございます。赤平市からの各事業委託料収入でありまして、内訳は記載のとおりでございます。営業収益の合計は1億3,646万170円でございます。

営業費用でございますが、販売売り上げ費用は1,094万4,830円でございます。販売費及び一般管理費は1億2,812万8,599円でございます。各事業費の内訳は、記載のとおりでございます。営業費用の合計は1億3,907万3,429円でございます。営業収益から営業費用を引いた営業利益は、マイナス261万3,259円でございます。

営業外損益の部、営業外収益でございますが、計63万4,362円でございます。税引き前当期純利益はマイナス197万8,897円となりまして、法人税等充当額21万1,990円を差っ引き、当期純利益はマイナス219万887円となったところであります。

次に、5ページでございますが、第31期営業年度の株主資本等変動計算書を記載しております。2つの表がございますが、上の表は株主資本等変動計算書でありまして、純資産合計は、前期末残高2,913万7,223円に当期純利益マイナス219万887円を加え

2,694万6,336円となりました。下の表は、その他資本剰余金及びその他利益剰余金の内訳書でありまして、その他利益剰余金合計は前期末残高1,522万9,223円に当期純利益マイナス219万887円を加え、1,303万8,336円を当期末残高として次期繰越金とするものであります。

結びになりますが、第31期営業年度におきましては純損失を計上する決算となりましたが、引き続き経費節減と事務事業の改善を図り、事業の執行に努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

以上、第31期営業年度、平成24年度株式会社赤平振興公社事業報告書、決算報告並びに株主資本等変動計算書につきましてご報告いたしましたので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第33号については、報告済みといたします。

---

○議長（若山武信君） お諮りいたします。

委員会審査のため、あす12日、1日休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、あす12日、1日休会することに決しました。

---

○議長（若山武信君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前11時28分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 ( 番)

署 名 議 員 ( 番)